

新合併特例法の概要について

[H22. 1. 12 総務省合併推進課 加藤合併推進係長へ確認]

《現行の合併新法の改正により対応》 ※ 障害除去・住民意思反映に係る措置については存続の方向

		合併新法		改正案
法律概要		○ 目的 合併の推進 ※国、都道府県による積極的な関与	⇒	合併の円滑化 ※自主的な合併が円滑に行われるよう障害除去を中心とした内容へ見直し
		○ 適用期間 H17. 4. 1～H22. 3. 31	⇒	10年間延長 (H32. 3. 31 まで)
合併推進のための方策		○ 国は合併を推進するため基本指針を策定	廃止	
		○ 県は合併推進審議会の意見を聴いて合併構想を策定	廃止	
		○ 知事は合併構想に基づき合併協の設置勧告、合併協に係るあつせん、調停などを実施	廃止	
主な特例措置	財政措置	○ 合併算定替 (普通交付税) ※合併後5年間は、合併がなかったものと仮定して毎年算定した普通交付税の額を保障 さらに、その後5年間は激変緩和措置	⇒	【 継続 】
		○ 合併補正 (普通交付税) ※合併直後の臨時的経費に対する財政措置		(調整中)
		○ 合併準備経費 (特別交付税) ※合併協への負担金など合併の準備に要する経費に対する財政措置		(調整中)
		○ 合併移行経費 (特別交付税) ※電算システム統合など合併前に要する経費に対する財政措置		(調整中)
	その他の措置	○ 町村合併に伴う市制要件の緩和 (3万人特例)	廃止	
		○ 市制要件の緩和 (市は、人口にかかわらず新設合併後も市となる)	⇒	【 継続 】
		○ 議会議員の定数・在任に関する特例	⇒	【 継続 】
		○ 農業委員会の委員の任期等に関する特例	⇒	【 継続 】
		○ 地方税に関する特例 (不均一課税)	⇒	【 継続 】
		○ 地域自治組織に関する特例 ※合併特例区、地域自治区、地域審議会の設置	⇒	【 継続 】
	○ 住民発議・住民投票に関する特例 ※合併協の設置請求など	⇒	【 継続 】	
	○ 職員の身分取扱いの特例	⇒	【 継続 】	